

ホストシティ Tokyo プロジェクト推進本部設置要綱

- 制 定 平成 29 年 6 月 23 日
29 政調政第 260 号
- 改 定 平成 29 年 8 月 1 日
29 政調政第 371 号
- 改 定 平成 29 年 11 月 14 日
29 政調政第 625 号
- 改 定 平成 30 年 2 月 15 日
29 政調政第 893 号
- 改 定 平成 30 年 7 月 3 日
30 政調政第 413 号
- 改 定 平成 31 年 4 月 1 日
30 政調政第 1097 号
- 改 定 令和 3 年 4 月 1 日
2 政政政第 1273 号

(目的)

第 1 条 東京 2020 大会の成功及びそのレガシーを活用した大会後の東京の新たな魅力と日本全体の更なる成長の獲得に向けて取り組む施策をホストシティ Tokyo プロジェクトとして展開するため、ホストシティ Tokyo プロジェクト推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- 一 ホストシティ Tokyo プロジェクトの進行管理に関すること。
- 二 プロジェクトリーダーの設置に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、ホストシティ Tokyo プロジェクトの展開に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、政策企画局長、オリンピック・パラリンピック準備局長、産業労働局長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に定める者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときには、本部員以外の者を推進本部に出席させるこ

とができる。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

(事務局)

第5条 推進本部の事務局は、政策企画局政策調整部政策調整課及びオリンピック・パラリンピック準備局計画推進部調整課とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月 1日から施行する。

別表（本部員）

政策企画局理事の職にある者

総務局次長の職にある者

生活文化局次長の職にある者

オリンピック・パラリンピック準備局次長の職にある者

オリンピック・パラリンピック準備局理事の職にある者

都市整備局理事の職にある者

環境局次長の職にある者

福祉保健局次長の職にある者

産業労働局次長の職にある者

建設局道路監の職にある者

デジタルサービス局理事の職にある者

教育庁次長の職にある者